

日本有機農業研究会の提言

日本有機農業研究会（1971年創立、2001年に特定非営利活動法人に移行）は、2013年2月8日、これまでの有機農業推進政策を踏まえた新基本方針策定へ向けた提言を有機農業推進議員連盟及び農林水産省に提出しました。なお、下線は本日の会議における強調点です。

有機農業推進の基本方針（第2期）策定に向けての提言

日本有機農業研究会有機農業推進委員会

目 次

はじめに

- 1 策定の基本的視点
- 2 講じられるべき施策
 - (1) 流域自給に着目した施策の整備
 - (2) 地域に広がる有機農業の推進
 - (3) 家族農業の堅持・拡大
 - (4) 新規就農・研修の支援
 - (5) 本来の有機農業技術の進展・普及
 - (6) 有機農家における優良種苗の保全・育成の促進
 - (7) 有機農業直接支払の創設
 - (8) 有機JAS認証の見直しと参加型・簡易型有機認証の創設
 - (9) 有機農業でつくっていることを堂々と情報提供できる当面の措置
 - (10) 産消提携の推進による消費者と生産者の連携・交流の促進
 - (11) 医療、福祉、教育などとの連携
 - (12) 有機農家の主体性の尊重とその意見の政策への反映
 - (13) 原発事故被災地の有機農家への支援

はじめに

有機農業推進法（有機農業の推進に関する法律）は、2006年12月に制定され、同法に基づき「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が2007年4月に策定された。それから約6年を経過し、第2期の基本方針が策定される時期を迎えようとしている。

1999年のJAS法（農林物資の品質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）の改定により有機JAS基準・認証制度が導入され、認証を受けていないと「有機」と農

産物などに表示できないことになり、この基準・認証制度によって、日本の有機農業運動が生み出し、育て上げてきた「有機」という言葉が奪い取られたような状態になった。そればかりでなく、有機農家と消費者がじかに農産物を受け渡す「顔と顔のみえる関係」と呼ばれる有機関係を大切にする方法で、消費者が協力して有機農家を支援し、有機農業を普及・発展させ、地域自給を実現していくという本会の提唱する「提携」の発展にも大きな悪影響を与えた。また、この基準・認証制度が導入されたことにより、同制度の下で認証された輸入有機農産物が国産有機農産物よりも圧倒的に多くなる状況も当初から生じていた。

このため、本会や本会に関係する研究者等の有機農業関係者は、このままでは日本の有機農業が非常に厳しい状況に追い込まれるとの危機感を持ち、有機農業推進法をつくる必要があるとの認識を持った。こうした背景から日本有機農業学会が同法の試案を起草した。その試案を踏まえて、有機農業推進議員連盟が法案を策定し、2006年12月、同法案を全党合意により国会にかけ、有機農業推進法が成立したものである。

第1期の有機農業推進の基本方針は、こうした経緯の中で2007年4月に策定され、その中で有機JASによる適正表示の推進を依然として謳っている等の問題点が見られるが、有機農業推進法の趣旨に沿うように基本方針を策定する努力が払われたといえる。しかし、その後、いわゆる「事業仕分け」により、2010年度からモデルタウン事業が「産地収益力向上支援対策」にとって代われ、「収益力向上」や「有機JASとの連携」が謳われるようになるなど、国の有機農業に関する施策が有機農業推進法の趣旨や理念とは異なる方向に向かうことになり、何のために有機農業推進法が制定されたのか極めて遺憾な状況が生じ、現在に至っている。

第2期の有機農業推進の基本方針策定においては、まず、有機農業推進法の趣旨や理念に立ち戻り政策内容の策定を行う必要があるのみならず、第2期を迎える以上、有機農業の理念や本質に沿って質が高く深さのある施策が打ち出される基本方針の策定でなくてはならない。また、ますます日本の有機農業の発展を阻んでいることが明らかになってきている有機JAS認証制度を根本的に見直し、有機JAS認証を取得していない有機農家が堂々と「有機」であることを消費者等に情報提供できる環境の整備を早急に図る必要がある。

以下、本会としての第2期基本方針の策定における重要なポイントを指摘していくこととしたい。

1 策定の基本的視点

有機農業推進法は、その基本理念（第3条）において、自然循環機能の大幅な増進、有機農家と消費者等との連携の促進、有機農家等の自主性の尊重を謳っているのであり、事業仕分け等によって歪められた政策の方向性が是正され、再度、この基本理念に沿って政策が進展・深化していく必要がある。そして、上記学会の試案は、①日本のこれまでの有機農業の発展の成果を継承し、発展させる視点から施策の束を打ち出すこと、②その施策の束は生産と消費の分断、自然との分断という市場経済の問題点を見据えたバランスのあ

る総合的な有機農業推進の施策の束であること、③有機農家と消費者等との心豊かな提携・連携・交流をつくり出すこと、④上意下達の政策ではなく、あくまでも有機農家の自主的取組みを支援するものであることを狙いとして、基本理念や法の枠組みがつくられているのであり、この試案を踏まえた有機農業推進法についても、その基本理念や法の枠組みを正しく理解する上で、こうした試案の狙いや趣旨があったことを決して忘れてはならず、有機農業推進の基本方針策定においてもそのことに十分留意する必要がある。

また、何よりも、有機農業推進法は、有機JAS認証制度が日本の有機農業の発展を阻んでいるとの有機農業関係者の強い危機感から制定されるに至った経緯があり、また、その発展を阻止している弊害がますます明らかになっていることから、前述のとおり、第2期の有機農業推進の基本方針においては、これを根本的に是正する施策を強力に打ち出す必要がある。

2 講じられるべき施策

(1) 流域自給に着目した施策の整備

奥山から海に至る流域の森・里・海は、一衣帯水の関係にあり、日本の自然と社会は、この流域の自然が保全される中で、その持続性が確保されてきた。山から流れ出す腐植を含む水には、腐植の成分の一つであるフルボ酸と鉄の錯体であるフルボ酸鉄が豊富に含まれており、これが植物プランクトンや海藻を増殖し、豊かな漁場を作り出す。有機農業の営みにより田畑を有機化することは、流域の自然を豊かにし、海を守ることにもなる。また、鮭や鮎のような回遊魚により、海のリネラルが川を通じて森へと運搬され、森は、海を育むと同時に、海によっても育まれてきた。また、腐植を含んだ土壌は、酸性にもアルカリ性にもなりにくい緩衝機能を有し、酸性雨による土の酸性化を防ぎ、放射性物質を吸着・保持して土中から作物への放射性物質への移行を押さえる機能もある。

このように、日本の自然環境の保全には、流域を意識し、着目した施策が不可欠である。奥山・里山には、腐植をより多く含む広葉樹、照葉樹の雑木林を復活させ、落ち葉やそれを家畜の敷料に利用することで上質の堆肥を作り、田畑を有機農業の営みによる田畑の有機化し、日本の自然の豊かさを取り戻すとともに、有機農業でつくられたミネラルを多く含む味の良い優れた栄養の農産物により、人々の健康を保っていくことが必要である。

流域の森里海の連環を意識し、山の資源・海のリネラルを農地に還元し、それがまた流域内を循環するよう考慮する必要がある。有機農業の推進を核として森里海の連環を取り戻し、流域における森里海の連携・交流を深め、流域自給を推進する形で自給率を向上させていくことが重要であり、そうした流域自給の推進に着目した施策を整備していくことが必要である。

(2) 地域に広がる有機農業の推進

森里海の連環、流域自給を意識しつつ、有機農家の主体性が最大限発揮される形で、有機農家と行政と地域との連携により有機農業が地域で広がっていく必要があり、流域内、

地域内の交流を促進し、流域自給を推進する「有機の里づくり」の支援施策を整備する必要がある。

そのためには、市町村レベルでの有機農業推進計画の策定・実施が第2期の有機農業の基本方針に記載され、市町村レベルで森里海の連環を意識した地域に広がる有機農業の推進、「有機の里づくり」の推進が積極的に図られるようにすべきである。

第1期の有機農業の基本方針においては、有機農業推進計画を策定・実施している都道府県の割合を100%とすることが目指され、都道府県により有機農業の推進姿勢に差はあるものの、全都道府県において有機農業推進計画が設定され、有機農業の推進体制の整備も進んできた。しかしながら、市町村レベルの推進体制の整備は、進んでおらず、したがって、第2期においては、市町村における有機農業推進計画の策定・実施を明記し、その有機農業の推進体制の整備を積極的に推進すべきである。

有機農業推進法第4条は、「国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」としているので、有機農業の基本方針において、市町村レベルで有機農業推進計画の策定・実施を明記することは何ら問題がなく、施策の明瞭化に資するであろう。

(3) 家族農業の堅持・拡大

流域・地域に広がっていく有機農業は、小規模の有畜複合家族農業が望ましい。小規模の有畜複合家族農業であれば、適正な規模で丁寧な仕事ができ、有機農業の自然循環機能をいかに発揮できる。有機農業の経営は、生産効率に傾倒し、作業を分業化し、外国人労働者を酷使するような経営であってはならず、また、集落の優良農地を囲い込み、集落の中で一人勝ちし、新規就農者も入れないような状況をつくり出すことがあってはならない。流域・地域に広がっていく有機農業の推進に当たっては、こうした小規模の有畜複合家族農業が広がる施策が講じられなければならない。

また、流域・地域に広がっていく有機農業は、こうした小規模の有畜複合家族農業を営む専業農家に加え、有機農業を主とする小規模兼業農家も組み込むものでなければならない。

(4) 新規就農・研修の支援

新規就農給付金について、有機農業枠を設け、有機農業への新規就農を確実に支援するとともに、新規就農者の研修を受け入れる有機農家にとっては宿泊施設の確保などの負担が大きいため、受け入れ有機農家への財政的な支援も不可欠である。また、新規就農者の有機農産物の販売を支援するため、国や地方自治体が新規就農者専用の直売所を設け、新規就農者であれば、そこで安心して自己の有機農産物を直売できるようにすることが必要である。

(5) 本来の有機農業技術の進展・普及

有機農業技術は、長い年月にわたり民間において発展してきたことから、行政側が有機

農家のレベルに追い付いていないのが現状であるので、民間で成果を上げている技術を行政が共有し、このギャップを解消していく必要がある。

有機農業技術は、総合的な技術であり、その試験・研究を進めるに当たっては、化学主義に陥ってはならず、益虫と害虫のバランスなど生物多様性を重視し、同時に土の柔らかさや生物相の豊かさなどの様々な指標を取り入れて進められていくべきである。また、有機農業の高い環境保全機能についての研究や、虫食いが無い等の「市場的」な品質だけでなく、硝酸態窒素や栄養価・抗酸化性等についての品質の研究にも取り組んでいく必要がある。

現状の試験・研究は、有機農家が外から関わる形が採られることが多いが、有機農家が研究者と対等な立場で試験・研究に関われることが望ましい。研究者と有機農家が総合的な研究チームを形成し、有機農家もそのチームの一員として参加する形を考慮すべきである。中長期的には、地方自治体の試験場において、長期的な計画の下で、地域の有機農家が参画した「有機農業研究所」を設置することが望まれる。

また、現況の有機農家の中には、過度に購入有機資材に依存する有機農業が見られるが、地域・農場内の資源を活用して循環させる自前の良質な堆肥づくりや、他からの投入を極力抑えた「（購入資材を）使わない技術」の重要性を認識し、その普及を図る必要がある。収益性や生産性を重視するばかりに、多様な原材料を用いた購入資材を使うことは、それらの原材料の品質等を農家自身が把握できないことにもなり、有機農業の考え方に反するものである。

さらに、有機農業技術の普及においては、有機農業の原理と理念が的確に伝えられていく必要性があり、普及員の研修については、現状の座学での短期間の研修から脱却し、優秀な有機農家でのオンファーム型の継続研修が必要である。同時に、オンファーム型の研修と並行し、普及センター内に普及員が日常的に自ら栽培・飼養できる実習型の有機農業農場を設けることも必要である。

(6) 有機農家における優良種苗の保全・育成の促進

有機農家の自家採種や有機農家間の種苗交換を促進し、有機農家が種苗を自給するとともに、有機農業に適した優良な種苗の保全・育成を促進し、有機農家の自主性・自立性を確保することが重要である。種苗法が改悪され、農家が種苗の自家採種・自家増殖をする権利が制限されることがあってはならず、この「農民の権利」の保全を規定する食料農業植物遺伝資源条約を日本が批准することを契機に、農家の自家採種・自家増殖の権利を確かなものとするとともに、在来種の保全や有機農家における優良な種苗の保全・育成を促進する食料農業植物遺伝資源の保全施策を整備すべきである。

(7) 有機農業直接支払の創設

導入された環境保全型農業直接支払（支援）制度は、有機 JAS 認証を取得していない有機農家も同制度の当然の対象としている点で大変評価できる。しかし、同制度は、有機農業推進法が制定されたにもかかわらず、それ以前に制定された持続農業法（持続性の高い

農業生産方式の導入の促進に関する法律)の枠組みを有機農業にむりやり適用し、有機農業を依然として環境保全型農業の一類型として取り扱っている。有機農業は、農薬や化学肥料の使用を減らしたいいわゆる環境保全型農業とは大きく異なるものであり、有機農業技術は、持続農業法で規定する環境保全型農業の技術には当てはまりにくい。例えば、農場内・里山や地域内にある資材を活用し、外部からの投入(購入)資材は極力使用しない。あるいは、投下労働量を節約するグリーンマルチ・リビングマルチ、草生栽培によって、雑草抑制や肥料効果を出すなど、自然循環機能や技術的に優れた有機農業こそ「優れた有機農業」として推進されなければならないにもかかわらず、同制度では、むしろ支払の対象とならない又はなりにくい有機農業として取り扱われてしまうという問題がある。

また、同制度では、有機農業が減農薬の冬期湛水やカバークロープ等の取組みと同列に置かれ、支払額もそれらの取組みと同額とする不当な取扱いがなされている。有機農業への直接支払は、環境保全型農業直接支払とは別個のものとするべきである。環境保全型農業直接支払制度は、単なる予算上の措置であり、法律上の制度ではなく、通達によるものに過ぎず、有機農業への直接支払制度を環境保全型農業直接支払制度とは別個のものとすることは制度的に極めて容易である。

さらに、特に有機農家にとって申請書類の作成の手間が煩雑であるので、その簡略化が必要であること、支払対象の有機農家を農業振興地域に限定しないようにすべきこと、生態系に悪影響を及ぼすネオニコチノイド系農薬を使用している場合は環境保全型農業直接支払の対象から除外すること等の改善措置も併せてとられる必要がある。

また、市町村の中には、申請そのものを受け付けないところや申請・報告書類の記載において農林水産省の記載例よりも詳細に記入することを求めるところなど、制度の理解が不足している市町村があり、申請の取扱いにおいて市町村で不公平が生じている。このような事態は早急に是正されなければならない。

(8) 有機JAS認証の見直しと参加型有機認証・簡易型認証の創設

日本の有機農家数そのものは着実に増加してきているにもかかわらず、有機農家にとって、認証を受けるに当たって書類作成等の負担が大きく、認証料の支払負担もあること等から、認証を受けた国内の有機農家数は、極めて低調である。有機農業推進法の有機農業の定義は、有機JAS規格の定義よりも広く、同法の有機農業の定義に該当する有機農家で、有機JAS認証をとっていない有機農家は、とっている有機農家の2倍以上に及ぶとみられる。これらの有機JAS認定のない有機農家は環境保全型農業支払制度上は有機農業に取り組んでいるとしてその支払の対象となるが、「有機」の表示についてはJAS法で規制の対象問題となるのは農産物に直接「有機」と表示する場合に限られるだけにもかかわらず、JAS法の規制範囲を超える過剰な規制が行われていることから、消費者等への供給において「有機農業でつくっている」と堂々と名乗れず、大変苦慮する事態が生じているのが現状である。消費者は表示や情報提供がなければ当該農産物の生産過程は「有機農業」でつくられたということを知ることができないのであり、これは明らかに、有機JAS認証が有機農業の拡大・普及の決定的な隘路となっていることを示している。

国際的にも有機JAS認証のような第3者有機認証が有機農家に過大な負担を強いていることが問題になっており、国際有機農業運動連盟(IFOAM)は、2004年から第3者有機認証によらない簡易な有機認証として、生産者と消費者を含めた利害関係者が直接参加して認証する参加型有機認証(Participatory Guarantee Systems)の推進を決めている。2008年にはPGSガイドラインを制定し、この認証を地域市場や大きくない規模の農家に適した認証のあり方として推奨しており、ブラジル等の国は、この参加型認証を第3者認証と並ぶ公的制度としている。

有機JAS認証の根拠となっているFAO/WHO合同国際食品規格委員会(コーデックス委員会)の有機食品の基準・認証に関する国際基準も有機認証を第3者認証だけに限定しているわけではない。それ故、参加型認証も公的制度として認める国々が出てきているのであり、小規模な有機農家については無認証さえ許容され、米国では年間5000ドル以下の販売額しかない有機農家については無認証であっても有機表示が認められている。

このように、有機JAS認証の第3者認証しか認めないことは、国際的にも問題になっているのであり、第2期の有機農業の基本方針では、有機農業推進法の定義に該当する有機農家については、有機JAS認証をとっていないなくても、堂々と「有機」と名乗れる環境を早急に整備し、有機農家が苦慮している表示問題を解決しなければならない。

(9) 有機農業でつくっていることを堂々と情報提供できる当面の措置

本会の提唱する有機農家と消費者の「提携」については、前記米国の小規模有機農家の例のように、無認証であっても「有機」と名乗れる取扱いとすべきである。

ただ、現行のJAS法の下でも、農産物に「有機」との表示を貼付する場合は、JAS法により有機JAS認証を必要とするが、そのように農産物を直接指し示して「有機」と表示するのではなく、看板、チラシなどで名乗ることは、現在においてもJAS法の適用対象外であり、同法上の問題はならない(このことは本会と農林水産省の間で公文書で確認されている。※これを踏まえ、「有機農産物等JAS規格Q&A」問24-8に「産消提携」の場合の情報提供について記載あり。)。

このため、国や地方自治体は、この点を活用して、当面、ファーマーズマーケットや直売所などで消費者に有機農産物を直接販売する有機農家の動きを支援(都市中心部の遊休地の積極的貸出、取組の後援等)するとともに、当該場所において看板等で「有機農業コーナー」、「有機農業でつくっています」、「有機朝市」等と表示することを積極的に認めることが可能であり、これにより、有機JAS認証を受けていない有機農家が活動しやすくする環境を容易に整備することができる。

また、国や地方自治体は、土・日、平日を問わず営業する恒常的なファーマーズ・マーケットや直売所あるいは一定の地域内(市町村レベル等)の店舗等での販売においても「有機農業でつくっている」ことを消費者に情報提供できるような簡易認証の試みを支援し、実施可能なものから実施に移していくことを促進することが考えられる。この場合も、農産物を直接指し示して「有機」と表示していない限りJAS法上問題はないので、この点を利用できる。ただ、JAS法上問題として残るのは、農産物に「有機」との表示を貼付

する等、農産物を直接指し示して「有機」と表示する場合であるが、これについても「有機農業でつくっている」という表現は事実に基づくものであり、有機農産物のJAS規格で定める名称表示の「有機農産物」あるいは「有機栽培農産物」といった農産「物」に焦点の当たった表現ではないので、有機JAS認証ではない簡易認証があれば、現行のJAS法の下でも認めていくべきである。この場合、環境保全型農業直接支払の申請においては市町村が有機農業を営んでいることを検証することになっているので、その申請が認められた有機農家に対しては「有機農業でつくっています」等といった表示は、有機JAS認証がなくても、客観的な検証が行われているので、積極的に認めるべきである。

(10) 産消提携の推進による消費者と生産者の連携・交流の促進

第2期の有機農業推進の基本方針では、本会が早い段階から提唱し、日本のこれまでの有機農業の定着・拡大に貢献してきた「提携」（有機農業生産者と消費者の提携、「産消提携」）を積極的に推進する施策を講じるべきである。

「提携」は、国際的にも”TEIKEI”という言葉で定着し、米国、欧州等で、日本の提携を範とするCSA（Community Supported Agriculture、コミュニティによって支えられる農業。「地域支援型農業」とも呼ぶ。具体的には、地域の消費者が協同参画・交流する地域農場などを指す。）が拡大してきている。消費者に有機農業の魅力を伝え、有機農業の理解を深めてもらうためには、人間的な結びつきが必要であり、そのような関係性は、顔と顔の見える関係の中で農場訪問等を通じて有機農家と交流することにより生まれる。「提携」やCSAは、流通形態の一つであることを超えたものであり、関係性や交流を大切にすることで、極めて優れた消費者との出会い・つながりの方法であるといえる。第2期の有機農業推進の基本方針では、この「提携」を有機農業推進法の理念の一つ「有機農業者と消費者の連携を図る」（第3条第3項）を総合的に推進するものと位置づけ、消費者の有機農業への理解を増進し、有機農業者及びその他の関係者との連携・交流の促進し、有機農業を推進するものとして支援すべきである。

例えば、米国の連邦農務省がCSAのホームページを設け、CSAとは何か、CSAの歴史・意義、CSAの各地の団体、CSAの農場の所在等を詳細に紹介し、CSAの正しい理解と普及に資するようにしているが、日本の「提携」が国際的にも高く評価され、日本の有機農業の発展に大きく寄与し、それが日本の有機農業の一大特徴であることからすれば、この米国の例以上に、国や地方自治体が「提携」の正しい理解とその普及のための広報を積極的に行って然るべきである。上述のように有機農業推進法は、有機農業の理念を定めた第3条第3項の規定において、消費者との連携の促進を謳っているものであり、この規定からしても、「提携」の支援・推進することを謳い、第2期の有機農業推進の基本方針でその効果的な施策を具体的に規定することは何ら問題はないはずである。

(11) 医療、福祉、教育などとの連携

有機農業を地域住民が身近に感じられるようにし、また、食育を全年齢層に対してより効果的・実践的に行うために、学校・保育園・幼稚園・高齢者施設・病院等の給食に地元

の有機食材を使用することを促進するとともに、地元の有機農家が指導する幼稚園・保育園や小・中学校の学校有機農園の活動を支援し、これら相互の連携提携の拡大につながるよう支援すべきである。

(12) 有機農家の主体性の尊重とその意見の政策への反映

全国段階では、有機農家と有機農業団体、それに有機農業研究者による全国有機農業推進委員会を設け、政策のあり方を審議するほか、地方段階においても有機農家の意見が政策に反映される体制を構築すべきである。

(13) 原発事故被災地の有機農家への支援

原発事故以来、福島県を中心とする原発事故被災地の有機農家への影響は、自然との共生を図ってきただけに甚大である。

有機農業の土壌では、堆肥中の腐植質や団粒構造、生物相の豊かさにより、放射性物質の作物への移行が相当程度抑えられているとみられる。さらに、ロータリー耕耘、反転耕、プラソイラーによる深土掻き上げ希釈耕耘等により、作物への放射性物質の移行はある程度抑えられるようになったが、ほ場の土壌の汚染は未だ深刻である。農家の外部被ばくは避けられないのが実情である。福島県等の有機農業生産者の置かれている状況について、東京電力・国は有機農業の持続性のために有機農業に即した損害賠償及び支援策を行う必要がある。また、福島県等の有機農業生産者と関係者、とりわけ都市の消費者との情報交換・交流を図り、相互理解を深めるための施策を行うことも必要である。

以上

(2013年2月8日)

連絡先 NPO 法人 日本有機農業研究会

113-0033 東京都文京区本郷 3-17-12-501

電話 03-3818-3078 Fax 03-3818-3417 メール info@joaa.net

ホームページ <http://www.joaa.net>

